

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の執行と監督を分離し、経営の透明性を高めるとともに経営の効率化を図り、スピードを一層向上させて、株主を始めとするステークホルダーの立場に立って企業価値を最大化することにあります。

当社は、透明度の高い経営体制の構築を目指し、2003年6月より「委員会等設置会社（現指名委員会等設置会社）」へ移行いたしました。その目的は、経営環境の急激な変化に対応し、迅速且つ的確な意思決定を図るために、業務執行を執行役に委ね、取締役会は基本的な経営戦略の決定と取締役及び執行役の業務執行を監督する役割に専任するという、業務執行とその監督機能の役割分担を明確にした体制を取っております。取締役ににつきましては取締役8名を社外から招聘し、多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。さらに取締役会の内部機関である監査委員会は、4名全員が社外取締役で構成されており、独立した視点からのモニタリングが行われることにより、企業統治の体制は有効に機能していると考えております。なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては金融商品取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1－4 いわゆる政策保有株式）

(1) 当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社の発展に資すると判断する限り、保有し続けますが、保有する意義の乏しい銘柄については、市場動向をみて、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、毎年見直しを行います。

(2) 議決権は、保有企業の長期的な企業価値の向上に資するよう行使します。組織再編などにより、株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

（原則1－7 関連当事者間の取引）

当社は、役員（取締役または執行役）との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規則に定めております。また、当社役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者（二親等内）と当社グループとの間の取引（役員報酬を除く）の有無、さらに、当社役員及びその近親者（二親等内）が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの間の取引の有無を毎年定期的に役員各々に確認しております。このほか、主要株主や子会社・関連会社等の関連当事者との取引も第三者との取引と同様に、取締役会規則に基づき社内承認手続きを実施することとしています。

（原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

（原則3－1 情報開示の充実）

(1) 当社の経営理念は以下のとおりです。

＜ノジマの志＞

お客様にデジタルGS4を普及させ、日本の発展に貢献する。

[Goods・Soft・Support・Service・Setting]

デジタル一番星

＜ノジマグループ全員経営理念＞

・社会に貢献する経営

・オープンで公正な経営

・独創的で革新的な経営

・人間愛がある経営

・向上心がある経営

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針は、本報告書の「2.1. [取締役・執行役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。また、取締役の報酬については、決定方針に基づき、取締役会規則及び報酬委員会規則の定めに従って、社外取締役が過半数を占める報酬委員会にて決定しております。

(4) 当社の指名委員会は、国際性やジェンダーなどを含む多様性を検討しつつ、以下の基準により取締役候補者の選任を行っております。

1. 営業・仕入・IT・店舗開発・販促・管理部門のいずれかの分野に精通し、その知識・経験・能力及び組織運営経験を十分に有していること。
2. 社外取締役については、出身の各分野における豊富な経験と高い識見を有していること。
3. 指名・報酬・監査のいずれかの委員としての職務を遂行する資質を有していること。

4. 取締役としての職務を遂行するための十分な時間が確保できること。

また、取締役会の規模については、取締役会で取り扱うべき経営課題を勘案し、十分な議論と迅速な意思決定が行えるよう、適切な人数で構成しており、定款で20名以内と定め、14名を選任しております。

取締役については、取締役会にて定めた解任規程に該当するとの審議結果であった場合は、指名委員会における審議結果を取締役に検証の上、基準に該当する場合は、取締役候補者として指名せず、また、取締役としての役職の解任提案をします。

執行役（CEO以下の経営陣）について、その業績等につき毎年定期的に指名委員会にて審議し、取締役会にて定めた解任規程に該当するとの審議結果であった場合は、指名委員会における審議結果を取締役に検証の上、基準に該当する場合は、執行役候補者として指名せず、また、執行役（CEO以下の経営陣）としての役職を解任します。

(5) 取締役の個々の選任・指名理由については、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

(補充原則4-1-1)

当社は指名委員会等設置会社であり、法令で定められたもの、株主総会で委任を受けたもの、その他取締役会規則に定めるものの以外の全ての業務執行の決定権限を執行役に委任しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役は、東京証券取引所の基準に加え、当社グループの主要な取引先（直近事業年度の取引額が当社の連結売上高の2%以上を占めている）と関係を有しない者という基準に基づき独立性を判断しております。

(補充原則4-11-1)

当社の指名委員会は、国際性やジェンダーなどを含む多様性を検討しつつ、以下の基準により取締役候補者の選任を行っております。

(1) 営業・仕入・IT・店舗開発・販促・管理部門のいずれかの分野に精通し、その知識・経験・能力及び組織運営経験を十分に有していること。

(2) 社外取締役については、出身の各分野における豊富な経験と高い識見を有していること。

(3) 指名・報酬・監査のいずれかの委員としての職務を遂行する資質を有していること。

(4) 取締役としての職務を遂行するための十分な時間が確保できること。

また、取締役会の規模については、取締役会で取り扱うべき経営課題を勘案し、十分な議論と迅速な意思決定が行えるよう、適切な人数で構成しており、定款で20名以内と定め、14名を選任しております。

(補充原則4-11-2)

当社取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、兼任数は合理的な範囲にとどめております。なお、当社は、取締役の個別の兼務状況を、株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しています。

(補充原則4-11-3)

2019年度においては、取締役会は15回開催され、業務執行にかかわる重要事項が時機に遅れることなく決定され、報告されております。

社外取締役は、取締役会では事務局から報告事項、決議事項の事前説明を受け、議案等について事前に検討し、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び執行役の業務執行に反映されております。

また、取締役会の実効性について、毎年、分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。

<2019年度の実効性評価結果の概要は次のとおりです>

当社は、2019年度の実効性に関し、各取締役の自己評価をベースに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。取締役会としては、昨年と比較して、会議等の運営について変化はないが、議論及び運営、取締役会にて議論を行った事項についての結果報告の実施については、議論に不足感が感じられる等があり、引き続き運営についての改善を進めるとともに、戦略的に議論を進めていけるよう改善を進めてまいります。

(補充原則4-14-2)

取締役が期待される役割・責務を適切に果たすためのトレーニング方針を、以下のとおり定めております。

(1) 新任取締役（社内）は、会社法や金融商品取引法などに関する法的責任を中心とした研修を受ける。

(2) 新任取締役（社外）に対し、就任時に、当社グループの事業、財務、組織の状況、経営環境及び経営課題につき資料を配布するとともに、担当役員または所管部署より説明を行う。

(3) 取締役は、インサイダー取引を始めとするコンプライアンスに関する研修を毎年受講する。

(4) 取締役は、当社の財務状態、コンプライアンスの状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報収集し、研鑽を積む。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆さまとの建設的な対話を促進し、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆さまの理解が得られるよう努めてまいります。

株主との建設的な対話に関する方針

(1) 株主の皆さまとの対話の統括

財務経理担当役員（情報開示担当役員）を株主の皆さまとの対話を統括する経営陣として指定しております。

(2) 株主の皆さまとの対話を補助する社内各部門の連携体制

財務経理部と人事総務部が連携して、株主の皆さまとの対話を補助しています。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

IR説明会、各種印刷物をはじめとする様々な情報伝達手段を活用しております。IR説明会では、代表執行役社長が自らの声で株主の皆さまへ説明を行っております。

(4) 株主の意見の取締役会に対するフィードバック

株主の皆さまとの対話において把握された意見については、取締役会、経営幹部及び関係部門にフィードバックし情報を共有しております。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理
インサイダー取引管理規程に沿って情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
野島廣司有限会社	3,900,000	7.60
野島 廣司	3,833,100	7.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,128,800	6.10
ティーエヌホールディングス株式会社	2,660,000	5.18
公益財団法人真柄福祉財団	1,704,480	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,510,700	2.94
有限会社ケイエッチ	1,500,000	2.92
有限会社ノマ	1,500,000	2.92
ネクス社員持株会	1,473,100	2.87
野島隆久	1,219,600	2.37

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名

[社外取締役に関する事項]

社外取締役の人数	8名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
星名 光男	他の会社の出身者								△			
郡谷 大輔	弁護士											
池田 純	他の会社の出身者											△
平本 和生	他の会社の出身者											△
高見 和徳	他の会社の出身者								△			
山田 隆持	他の会社の出身者								△			
堀内 文子	公認会計士											
江藤 美帆	他の会社の出身者											△

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

星名 光男	○	○	○	○	同氏が2004年5月より常任顧問であったイオン株式会社の傘下グループ企業であるイオンモール株式会社、イオンクレジットサービス株式会社等と当社とは取引関係がございますが、人的関係、資本的関係又はその他の利害関係がございません。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。 また、同氏は2015年6月より当社連結子会社である株式会社ジオビットモバイル(現株式会社アップビート)、2016年10月より、当社連結子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社の監査役、2017年4月より当社連結子会社であるニフティ株式会社の監査役であります。	流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。 第58期(2019年4月1日～2020年3月31日)開催の取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席、監査委員会12回全てに出席、報酬委員会5回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。
郡谷 大輔	○			○	同氏と当社とは人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。 第58期(2019年4月1日～2020年3月31日)開催の取締役会13回のうち12回に出席、指名委員会4回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。
池田 純		○		○	同氏が2011年12月より代表取締役社長であった株式会社横浜DeNAベイスターズと当社との間にはスポンサー契約がございますが、人間関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。 第58期(2019年4月1日～2020年3月31日)開催の取締役会13回のうち12回に出席、報酬委員会5回全てに出席し、当社の経営全般について発言されております。
平本 和生	○	○	○	○	同氏と当社とは人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。	放送業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。 第58期(2019年4月1日～2020年3月31日)開催の取締役会13回のうち11回に出席し、2019年6月14日に就任以降の指名委員会3回全てに出席、監査委員会9回のうち7回に出席し、報酬委員会4回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされています。
高見 和徳		○	○		同氏が2015年4月より代表取締役副社長であったパナソニック株式会社及びそのグループ企業と取引関係がございますが、人間関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。	家電メーカーにおける会社経営で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。 第58期(2019年4月1日～2020年3月31日)開催の取締役会13回全てに出席し、2019年6月14日に就任以降の監査委員会9回全てに出席し、報酬委員会4回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされています。
山田 隆持					同氏が2007年6月より代表取締役副社長であった株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)及びそのグループ企業と取引関係がございますが、人間関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。	通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。 第58期(2019年4月1日～2020年3月31日)開催は、2019年6月14日に就任以降の取締役会10回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされています。
堀内 文子			○	○	同氏と当社とは人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。	長年にわたる税理士としての豊富な経験と会計税務に関する専門知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。
江藤 美帆				○	同氏と当社とは人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。	IT業界及びマーケティング業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	7	0	3	4	社内取締役
報酬委員会	7	0	3	4	社内取締役
監査委員会	4	1	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	11名
--------------------------	-----

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
野島 廣司	あり	あり	○	○	なし
野島 亮司	あり	あり	○	○	なし
福田 浩一郎	なし	あり	×	×	なし
温盛 元	なし	あり	○	×	なし
鍋島 賢一	なし	あり	×	×	なし
田中 義幸	なし	あり	×	○	なし
大嶽 友洋	なし	なし	×	×	あり
國井 弘文	なし	なし	×	×	あり
日坂 聡	なし	なし	×	×	あり
篠原 二郎	なし	なし	×	×	あり
山根 純一	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会を補佐する独立した事務局として、「監査委員会事務局」を設置しており、専属の使用人を配置することにより独立性を確保しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人と定期的に会合をもつほか、会計監査人から監査計画に基づく結果を随時かつ適時に受理するなど、会計監査人と緊密に連携を保ちながら、広範に相互の意見交換を行っております。また、監査委員会と内部監査室は、監査計画立案時より監査方針にかかる意見交換を行い、相互に監査範囲、内容を認識した上で監査を実施しており、監査結果に関しても適宜報告を受けるなど、情報交換、意見交換を行っております。

上記のとおり、監査委員会と内部監査室及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるとともに、相互の連携強化に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、会社法に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、定時株主総会において特別決議されたものであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的としておりますので、当社の取締役・執行役・従業員のみならず、当社の取締役会が認めた子会社の取締役・従業員も付与対象者としております。

[取締役・執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第58期(2019年4月1日～2020年3月31日)の報酬実績といたしましては下記のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く) 総額: 293,079千円

執行役総額: 86,255千円

社外取締役総額: 63,441千円

(注) 取締役と執行役の兼任者の報酬は、取締役の項に総額を記入しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

(1) 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とします。

(2) 上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。

(3) 取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。

(4) 執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。

(5) 取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役をサポートする体制といたしましては、当社総務グループが事務局の任を負っております。取締役会、各委員会の招集通知の発送、社外取締役の出席の事前確認を行い、議題等に関して事前説明を行うことを原則としております。また、社外取締役よりの資料の要請等に対応し、総務グループは情報収集のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状の体制の概要

当社は、指名委員会等設置会社における法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、及び取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、並びに取締役会で選任された執行役を設置しております。これらの法定機関に加え、内部統制システムの実効性を高めるため、各機関を設置しております。なお、当社の各機関の主要な役割及び内部統制システムの整備の状況につきましては、以下のとおりであります。

イ. 株主総会

会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する重要な情報提供及び情報交換、権利行使の場であると認識しております。株主総会招集通知の早期発送やインターネットによる議決権の行使等、株主の権利行使に適した環境の構築に努めております。

ロ. 取締役会

法令、定款で定められた事項についての決定、委員会メンバーの選定・解職、執行役の選定・解職、執行役の業務執行の監督、中期経営計画、

株主総会の議案、株主総会の決議により授権された事項、重要な規程等の事項を決定しております。毎月、定例で開催し、必要に応じて臨時に開催または書面決議・報告を行っております。

ハ. 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で7名の委員を選定しております。指名委員会は、取締役である温盛元、野島廣司及び野島亮司の各氏、並びに社外取締役である星名光男、郡谷大輔、平本和生及び山田隆持の各氏で構成され、委員長は温盛元氏が務めております。郡谷大輔氏は弁護士資格を有しております。取締役・執行役候補者等の審議を行うため、必要に応じて年数回開催しております。

二. 監査委員会

取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で4名の委員を選定しております。監査委員会は、社外取締役である星名光男、平本和生、高見和徳及び堀内文子の各氏で構成され、委員長は星名光男氏が務めております。堀内文子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております。毎月定例で開催し、必要に応じて臨時に開催しております。

ホ. 報酬委員会

取締役及び執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに個人別報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で7名の委員を選定しております。報酬委員会は、取締役である田中義幸、野島廣司及び野島亮司の各氏、並びに社外取締役である星名光男、池田純、平本和生及び高見和徳の各氏で構成され、委員長は田中義幸氏が務めております。役員の異動等に伴う役員の報酬等の決定のため、年数回の開催をしております。

へ. 執行役会

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会より委任を受けた業務執行に関する重要事項を審議・決定しております。

ト. 代表執行役及び執行役

代表執行役は、当社を代表し、取締役会より委任された事項について業務執行しております。また、執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

チ. 内部統制委員会

会社組織全体の内部統制を健全かつ適正に業務運営するために設置しております。人事総務業務を所管する執行役又は部署長、財務経理業務を所管する執行役又は部署長、経営企画業務を所管する執行役又は部署長、システム業務を所管する執行役又は部署長、内部監査業務を所管する部署長及びコンプライアンス業務を所管する部署長並びに委員長の指名する者により構成され、グループ全体のリスク管理体制及びコンプライアンス体制、財務報告の適切性等の内部統制の充実に推進しております。

リ. 内部監査室

代表取締役社長直属の機関として、内部監査室長を含め全19名（2020年3月31日）により、各店舗、各部署及び当社グループ子会社を対象に監査計画に基づき、法令、定款、社内諸規程を遵守し業務が適正に行われているかを監査し、その結果に基づいて改善提案並びに指導を行っております。また、監査委員会と内部監査室及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるとともに、相互の連携強化に努めております。

(2) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は日下靖規及び倉本和芳の各氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士試験合格者等4名、その他14名であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約の概要

当社は、現行定款において、社外取締役との間に責任限定契約を終結しております。当該契約に基づく賠償責任の限定額は5百万円または法令の定め額のいずれかの高い額としております。

(4) 会計監査人との責任限定契約の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約を終結しております。当該契約に基づく賠償責任の限定額は5百万円または法令の定め額のいずれかの高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明度の高い経営体制の構築を目指し、2003年6月より「委員会等設置会社（現指名委員会等設置会社）」へ移行いたしました。その目的は、経営環境の急激な変化に対応し、迅速且つ的確な意思決定を図るために、業務執行を執行役に委ね、取締役会は基本的な経営戦略の決定と取締役及び執行役の業務執行を監督する役割に専任するという、業務執行とその監督機能の役割分担を明確にした体制を取っております。取締役につきましては取締役8名を社外から招聘し、多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。さらに取締役会の内部機関である監査委員会は、4名全員が社外取締役で構成されており、独立した視点からのモニタリングが行われることにより、企業統治の体制は有効に機能していると考えております。なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社グループの事業の状況や議案の内容等を十分検討した上で議決権を行使できるように、株主総会日の3週間前を目途に開示及び発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より開かれた株主総会を目指し、株主の都合を考慮して、集中日と考えられる日程を回避した日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使書に電磁的方法による議決権の行使を行える旨を記載し、パソコン等によるインターネットを通じた議決権の行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは「適時開示規程」を制定しており、その中で、下記のとおりディスクロージャー・ポリシーを定めております。 「ディスクロージャー・ポリシー」 1. 当社グループは、株主・投資者、取引先、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して、当社グループに対する理解を促進し、重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行う。 2. 当社グループは、金融商品取引法、その他の法令及び当社の株式を上場する証券取引所規則を遵守する。 3. 重要な情報には法令・証券取引所規則等で定められた情報だけでなく、財務的・社会的・環境的側面等の開示義務がないとされる情報についても積極的に開示する。 4. 当社は、重要な情報開示を行うにあたり、特定の者に対する選択的開示とならないように配慮し、内容的にも時間的にも公平な開示に努める。 5. 当社は、証券取引所での開示（TDnetでの開示）のみならず、説明会、インターネット、各種印刷物をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、広く、わかりやすい情報開示に努める。 6. 当社は、重要な情報開示を適切に行えるように、グループ体制の整備・充実に努める。 7. 当社グループは、情報管理を徹底し、インサイダー取引の未然防止に努める。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社グループは、2016年3月期より、個人投資家向けに会社説明会（不定期）を実施しております。 直近における実績は以下のとおりであります。 (1) 2017年7月6日に実施 説明者：人事総務部担当 説明内容：会社概要、経営戦略、株主還元、社会貢献等 参加者：個人投資家70名 (2) 2018年7月12日に実施 説明者：財務経理部 企画管理グループ 説明内容：会社概要、経営戦略、株主還元、社会貢献等 参加者：個人投資家19名	なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社グループは四半期決算を実施しており、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を年2回実施しております。 直近における実績は以下のとおりであります。 (1) 2019年11月6日に実施 説明者:代表執行役社長 説明内容:会社概要、決算数値、経営方針、株主還元、社会貢献等 参加者:機関投資家、銀行、証券会社、新聞雑誌記者を中心に58名 (2)2020年5月13日に実施(新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みWEBにて開催) 説明者:代表執行役社長 説明内容:会社概要、決算数値、経営方針、株主還元、社会貢献等 参加者:機関投資家、銀行、証券会社、新聞雑誌記者を中心に42名 (3) 2020年11月4日に実施(新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みWEBにて開催) 説明者:代表執行役社長 説明内容:全社概要、決算数値、経営方針、株主還元、ESGの取組み等 参加者:機関投資家、銀行、証券会社、新聞雑誌記者を中心に60名	あり
IR資料のホームページ掲載	下記URLにてIR資料を提示しております。 https://www.nojima.co.jp/ir/index.html 当社ホームページ内のIR情報サイトに「決算短信」「決算説明会資料」「事業報告書」「株主総会招集ご通知」等を掲載し、「有価証券報告書」等につきましては、EDINETへのリンクを掲載しております。 また、決算短信につきましては、英訳版を作成し、IR情報サイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務経理部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	(1) エコ振興基金 34年前の昭和60年より、社会貢献活動の一環として、出店している地域の自治体へ毎年省エネ製品と家電等を寄付しております。2018年度も4Kテレビ、蓄電池、翻訳機等、約5,400万円相当の物品を寄付いたしました。 (2) 地球温暖化への取り組み ・2014年3月より、相模原市にて「ノジマメガソーラーパーク」(大規模太陽光発電所)を相模原市と協働事業として運用しております。愛称使用料や売電収入の5%等を市に納付しており、これらは地球温暖化対策推進基金として積み立てられ、地球温暖化対策を支援するための財源として活用され、同施設を活用した環境教育等にも取り組まれています。 ・レジ袋をバイオマスプラスチックに変更 (3) スポーツを通じた地域・社会貢献活動 ・子会社が運営する女子サッカーチーム「ノジマステラ神奈川相模原」は、新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、本年リーグの開催が遅れており館巣が、赤い羽根共同募金の活動への協力や、地域イベントへの参加等、主に地元・ホームタウンの相模原市を始め神奈川の皆様とのふれあいを通じた地域・社会貢献を行っております。 ・ノジマチャンピオンカップ箱根シニアプロゴルフトーナメントを平成27年に発生した箱根山の火山活動により、観光客減などの影響があったことを受け、以来「箱根の街を元気に!」をコンセプトに開催しております。 2020年大会は、新型コロナ感染症拡大の影響を受け、4月開催の見送りをしましたが、再び壮大な箱根で繰り広げられる戦いを楽しんでもいただけるよう、次回開催に向けて準備を進めております。 ・スポンサーとして支援しておりますアメリカンフットボール・Xリーグ1部に所属する「ノジマ相模原ライズ」は、相模原市内を中心に、地域清掃活動やイベントへの参加や小学校でのあいさつ運動に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは「適時開示規程」を制定しており、その中で、ディスクロージャーポリシーを定め、適時適切な情報開示を行っております。

その他

(1) 健康経営への取り組み

ノジマは、従業員一人一人の成長により事業を発展させていくことを目指し、心身の健康は、その成長のための礎という考えのもと、2017年8月に健康経営宣言を行いました。CHO (Chief Human resource Officer) である代表執行役社長野島廣司をTOPとした健康推進委員会を設置し、健康課題について話し合い、対策を講じています。当社の課題である「喫煙率・高血圧・メンタルヘルス」の対策として、健康保険組合と連携し、特定保健指導の実施や、禁煙キャンペーンの実施、メンタルヘルスに関するeラーニングの提供を行っています。

上記の取り組みが評価され、「DBJ健康経営格付」にて最高ランク「Aランク」を取得しました。

また、2020年3月、経済産業省と日本健康会議が共同で選出する「健康経営優良法人2020」の大規模法人部門に認定されました。

(2) ダイバシティへの取り組み

当社グループでは、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた出産・育児休暇後における職場復帰時の環境の整備等を進めております。また、人事考課等につきましても採用、配置、昇進などあらゆるステージにおいて性別による区別なく、実力や成果に応じた評価を行っています。

当社では、堀内文子氏及び江藤美帆氏が社外取締役役に就任しており、今後とも女性の活躍促進に向けて積極的に取り組んでまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、透明度の高い経営体制の構築を目指し、2003年6月より「委員会等設置会社（現指名委員会等設置会社）」へ移行いたしました。また、平2009年5月12日の取締役会において、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

(1) に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。

(3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制

a) 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。

b) 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。

(4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a) 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。

b) 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部、その他関係部署と連携する。

c) 監査委員会は、会計監査人を監督する。

(5) 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び管理する。

(6) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程、その他関係規程を整備し、適切に運用する。

(7) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、執行役規則、その他関係規程を整備する。

(8) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a) 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。

b) コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。

(9) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a) 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。

b) 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。

c) 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。

d) 内部監査室は、必要ある場合には、子会社の内部監査を実施する。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方]

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとることを基本方針としております。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

当社グループの反社会的勢力排除にむけた主な具体的取り組みは以下のとおりであります。

(1) 総務グループを反社会的勢力の対応部門とし、事案によりコンプライアンスグループと共に所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図ることとしております。

(2) 「神奈川県企業防衛対策協議会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受ける等により、体制の強化に努めております。

(3) 新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係わりを必ず調査し、問題がないことを確認した上で、取引を開始することとしております。締結する基本契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りがないことを保証させ、法律に抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。

<決定事実・発生事実・その他の情報>

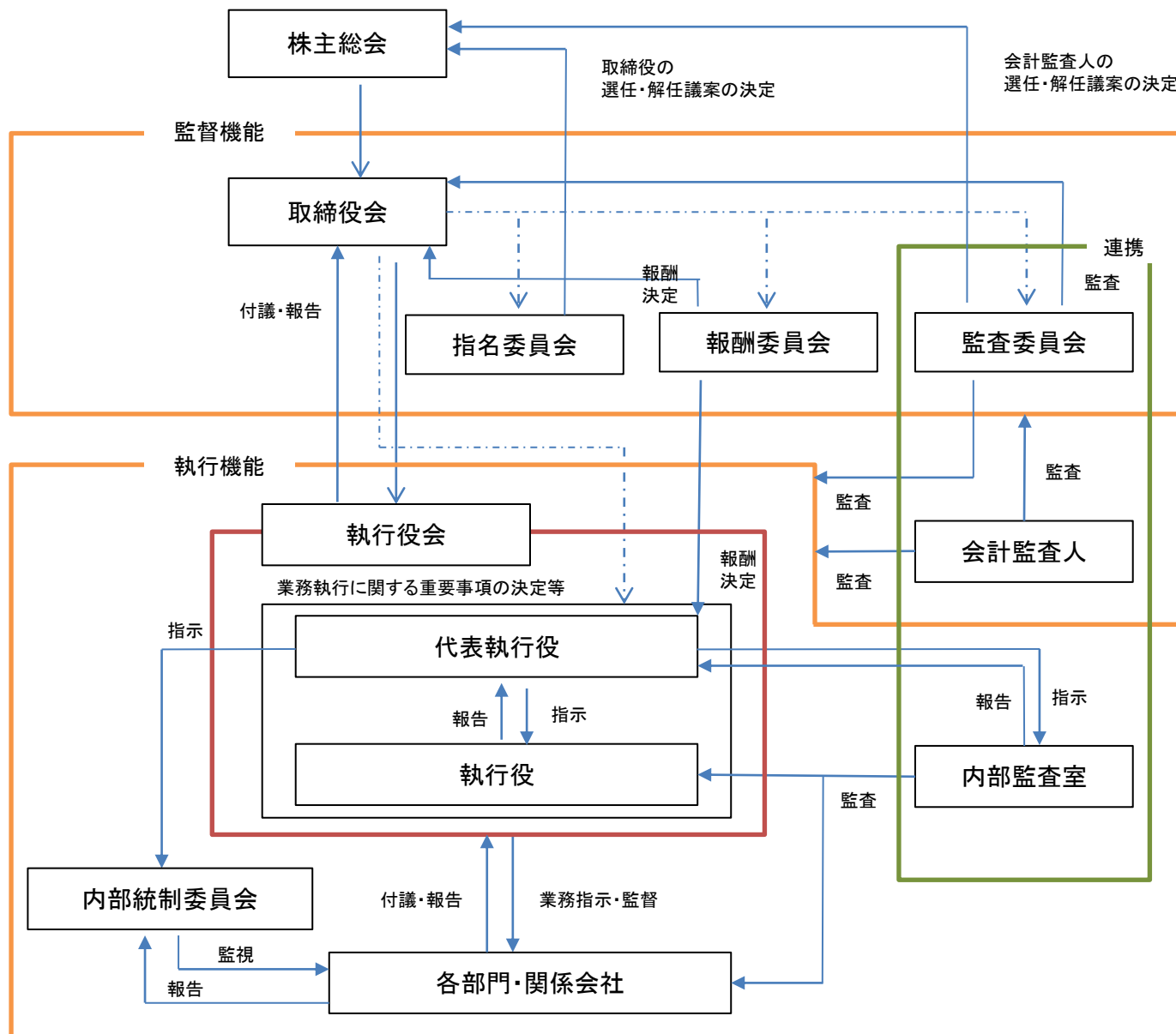
開示プロセス	判断等	必要手続き	確認先
① 決定事実・発生事実 その他の情報 ↓ ↓ ↓ 財務経理部・人事総務部 ↓ ↓ ↓ 財務経理部・人事総務部 ↓ ↓ ② 情報開示担当役員 ③ 情報開示担当役員 ↓ ↓ ↓ ↓ ④ 財務経理部・人事総務部 ↓ ↓ ↓ 財務経理部・人事総務部 ↓ ↓ ⑤ 情報開示担当役員 ↓ ↓ ⑥ 開示承認 ↓ ↓ ↓ ↓ ⑦ 財務経理部・人事総務部 ↓ ↓ ⑧ 財務経理部・人事総務部	一次判断 二次判断 最終判断→開示文書案 の作成指示 代表執行役社長による 承認 文書作成・一次チェック 二次チェック 最終チェック→開示文書 完成 開示の最終承認	情報の収集と集約、情報取扱担当・ 責任部署での情報整理・共有 ※情報開示担当役員が二次判断部 署を決定 代表執行役社長へ開示必要事項 発生報告・承認 必要となる会議体の招集手続き （取締役会、執行役会） ※二次チェックを行う部署は、開示 要否判断の二次判断の部署と同一 とする。 開示内容に照らし必要となる決定 を実施 （取締役会、執行役会、 代表執行役社長） TDnet への送信、提出 ホームページへの掲載依頼	証券 取引所 ・ 弁護士 他

<決算情報>

開示プロセス	判断等	必要手続き	確認先
① 決算情報 ↓ ↓ 財務経理部 ↓ ↓ 人事総務部 ↓ ↓ 情報開示担当役員 ↓ ↓ ↓ ↓ ② 財務経理部 ↓ ↓ ↓ ↓ ③ 人事総務部 ↓ ↓ 情報開示担当役員 ④ 財務経理部 ↓ ↓ ⑤ 開示承認 ↓ ↓ ↓ ↓ ⑥ 財務経理部 ↓ ↓ ⑦ 財務経理部	一次判断 二次判断 最終判断→開示文書案の作成指示 文書作成・一次チェック （決算短信等の定期的な開示が必要な書類は、この段階からフローを開始） 二次チェック 最終チェック 開示文書完成 開示の最終承認	決算内容確認と情報取扱担当・責任部署での情報整理・共有 ※情報開示担当役員が二次判断部署を決定 代表執行役社長へ開示必要事項発生報告 必要となる会議体の招集手続き （取締役会、執行役会） ★決算短信等は財務経理部が作成責任を負う ※二次チェックを行う部署は、開示要否判断の二次判断の部署と同一とする。 財務経理部が代表執行役社長に報告の上で、開示内容に照らし必要となる決定を実施 ※（取締役会、代表執行役社長） TDnet への送信、提出 ホームページへの掲載依頼	証券取引所・弁護士他

<業績予想、配当予想の修正等>

開示プロセス	判断等	必要手続き	確認先
① 業績予想、配当の修正等 ↓ ↓ 財務経理部 ↓ ↓ 人事総務部 ↓ ② 情報開示担当役員 ③ 情報開示担当役員 ↓ ↓ ④ 財務経理部 ↓ ↓ 人事総務部 ↓ ↓ ⑤ 情報開示担当役員 ↓ ⑥ 開示承認 ↓ ↓ ⑦ 財務経理部 ↓ ⑧ 財務経理部	一次判断 二次判断 最終判断→開示文書案の作成指示 代表執行役社長による承認 文書作成・一次チェック 二次チェック 最終チェック→開示文書完成 開示の最終承認	情報の収集と集約、情報取扱担当・責任部署での情報整理・共有 ※情報開示担当役員が二次判断部署を決定 代表執行役社長へ開示必要事項発生報告・承認 必要となる会議体の招集手続き (取締役会、執行役会) ※二次チェックを行う部署は、開示要否判断の二次判断の部署と同一とする。 開示内容に照らし必要となる決定を実施 (取締役会、執行役会、代表執行役社長) TDnet への送信、提出 ホームページへの掲載依頼	証券取引所・弁護士他



——→ 選任・解任

- - - - -> 選定・解職・監督

適時開示体制の強化について以下の対応を実施します。

1. 適時開示規程の運用につきまして

1. 適時開示プロセスの徹底。

当社では、適時開示に至るまで下記のプロセスを定めております。

- (1) 決定事実・発生事実等の発生に基づき、担当部署が開示要否の一次判断を行う
- (2) 担当部署の判断をもって、責任部署が二次判断を行う
- (3) 開示担当役員が最終判断を行い、開示文書の作成指示を行う
- (4) 担当部署が文書を作成し、一次チェックを行う
- (5) 責任部署が文書の二次チェックを行う
- (6) 開示担当役員が最終チェックを行う
- (7) 開示の手続を行う

上記(1)のプロセスを強化すべく、下記①～③の具体的な対策を徹底し部署内で情報共有・相互確認を行い、また、適時開示を適切に行うために、下記2. 3. における社内の教育訓練プログラムを強化して体制構築を進めます。

① 決定事実・発生事実等の発生時の、東証への早期相談を徹底致します。

適時開始のガイドラインに則り、不明点等が生じた場合は速やかに東京証券取引所に相談確認し、早期に適切な判断が行える体制構築を進めます。

② 担当部署内での十分な情報共有を徹底致します。

担当部署内で必要な情報が漏れなく共有されるために、担当部署の担当者が複数名入ったグループアドレスでの運用を徹底し、常に現在の状況が可視化された環境を整えます。

③ 開示担当部署の強化を致します。

開示担当部署の現担当者においても知識の会得や共有の体制等改善に努めますが、開示体制の強化が図れるように、適時開示の経験が豊富な人員を適宜補充致します。

2. 開示担当部署の教育訓練につきまして

① 定期的に東京証券取引所のセミナー動画を視聴し、情報の収集・知識の定着を行います。

適時開示への認識不足にならないよう、東京証券取引所の適時開示に関するセミナー動画を視聴することにより、積極的に体制強化を図っていきます。少なくとも半期に一度は開示担当者全員が必ず動画視聴を行い、知識を身に付ける機会を設けます。

② 新任者は、業務に就任と同時に東京証券取引所のセミナー動画を視聴させていただきます。

開示担当者の変更となった場合、新たな開示担当者においても適切な知識の会得、開示体制の向上を引き続き行うことが必要と考え、早期に東京証券取引所の情報をインプットするよう体制を整えます。

③ 視聴記録を管理致します。

上記、①・②の目的を適切に管理するため、管理表を作成し、視聴の記録を確認できるように整えます。

3. 開示担当部署以外の教育訓練につきまして

① 開示担当部署以外の部署にも開示の知識を周知致します。

決定事実、発生事実等、開示が必要な情報の判断を開示担当者が正しく行うことができたとしても、開示しなければならない事実を発生させた部署に適時開示の認識がなければ、開示担当者に早期に情報が伝達されず、結果として遅延を発生させてしまうリスクがあると考えます。

開示担当部署以外の部署につきましても、部署長においては適時開示の知識を会得しているような体制を整えます。

② 当社の学習システムにて東京証券取引所のセミナー動画の視聴案内を行います。

上記①の方法につきまして、現在、当社では動画のアップロード、視聴状況の集計管理、確認テスト等の機能がある社内の教育システムを利用し、開示担当部署以外の者については、社内システムの確認テスト等を通じて状況把握に努め、適時開示の周知と視聴状況の管理を実施致します。

以上